

【一般耐震改修工事費補助事業（一般耐震改修工事）の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が1.0未満と診断された木造住宅について、**判定値を1.0以上かつ耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上**にする補強計画に基づき行う耐震改修工事。

【手続き方法】

診断結果 1.0 未満



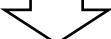
メール ⇒



事前相談

交付申請前に補助対象要件の確認を行ってください。

補助金交付申請



交付決定通知

必要書類

- 交付申請書（様式第1－1号）
- 市税完納証明書の写し
- 建築年及び所有者が確認できる書類
- 耐震診断結果報告書の写し
- 耐震改修工事計画書
- 見積書及び集計表（様式第2－1号）
- 通帳等の写し 等

要注意

交付決定前の契約や着手は、**補助金の対象外**となり

契 約

耐震改修工事 着手



中 間 檢 查

● 中間検査

工事の状況がよく分かる時に設計者立会いのもと行う。
希望日を連絡してください。

必要書類

- 実績報告書（様式第9－1号）
- 請求書又は領収書等の写し
- 写真（施工箇所毎の施工前・中・後）
- 請負契約書の写し 等

電子申請又は書類提出 ⇒

～2月末

提出締切

完了実績報告書



補助金 確定通知

要注意

請求までに領収書等の写しが必要。

～3月末

請求締切

補助金 請求書

◎ 請求後

請求後、約1ヶ月で口座へ入金
市からの入金連絡はありません。

一般耐震改修工事費補助事業の留意事項について

1. 交付申請

- 申請者が建物所有者でない場合は、所有者からの同意書の添付が必要です。
- 市税完納証明書の写しは申請者・所有者全員分必要となります。（所有が複数名義の場合は全員分）
- 改修計画の設計は、着手後に工事計画が大幅に変更にならないよう計画してください。
- 補強計画図（平面図）に補強箇所ごとに壁強さ倍率を記入し、その施工方法を記してください。
- 建防協、愛知県の認定工法を使用する場合は、認定工法シートやカタログを添付してください。
- 金物を施工する場合は N 値計算書と金物表を添付してください。
- 伝統構法の場合は軸組図等の小壁が確認できる図面を作成してください。
- 屋根工事がある場合は屋根伏図等の屋根勾配を考慮した施工面積がわかる図面を作成してください。
- 基礎工事がある場合はその詳細図を作成し、基礎伏図等でその範囲を示してください。
- 耐震改修工事費見積書には、施工業者（会社名、代表者名、住所、電話番号）の記載のあるものを提出してください。また、見積有効期限が有効なものを提出してください。
- 附帯工事費の撤去及び復旧費は耐震補強壁から 1 m の範囲の費用のみを計上してください。
- 様式 2-1 見積書（集計）には、耐震補強工事、附帯工事、及びリフォーム工事に費用を分けて記入してください。見積書にも備考欄などに分類するなど、どの項目を合計した金額かわかるよう表記してください。
- 申請書面の訂正等がある場合は、速やかに対応をお願いします。訂正等を行った場合は申請者にその変更点を伝え必ず了承を得てください。

2. 中間検査

- 中間検査はなるべく多くの補強箇所が見える時点で行います。建築相談課に電話で予約をしてください。
- 中間検査には設計者の立会いが必要です。

3. 工事計画の変更

- 変更が生じる場合は、必ず事前に建築相談課と協議してください。
- 耐震改修工事及び附帯工事の中で工法（地盤改良工事、基礎工事、躯体工事、屋根工事）の新規追加が生じるものは、変更承認申請書の提出が必要です。
- 躯体工事における補強工法の変更、施工の量及び箇所の変更等については、基本的には軽微な変更となりますので、完了実績報告書に変更箇所を示した書類を添付してください。

4. 完了実績報告

- 施工前、中間工程（適切な施工が確認できるもの）、完了の全補強箇所の工事写真が必要です。
- 材料（合板、釘、金物等）の JAS マークの刻印、サイズ（ピッチ）等がわかる写真を添付してください。
- 領収書等は、原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名を記載したものの写しを添付してください。
- 伝統構法で限界耐力計算による場合は JSCE 関西の構造レビューの評価を提出してください。
- 軽微な変更があった場合は、変更後の耐震改修工事計画書（変更したものすべて）を添付してください。
- 契約金額に変更があった場合は、様式 2-1 見積書（集計）と変更後の見積書を添付してください。